

ご購入の皆様へ

訂正とお詫び

「公売事務の手引（第6版）」（令和6年6月発行）に誤りがありますので、
下記のとおり訂正いたします。

訂正

●424 ページ（12-13 行目） 「教示文の例示及び公売関係書類に付す処分理由付記について」の項
誤：

1 審査請求

あなた（貴社）が、上記①から③の処分については、それぞれ①公売公告がされたこと、②最高価申込者の決定がされたこと、③売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

↓

正：

1 審査請求

あなた（貴社）が、上記①から④の処分については、それぞれ①公売公告がされたこと、②最高価申込者の決定がされたこと、③次順位買受申込者の決定がされたこと、④売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

なお、実際の書籍表記に対応した正誤表について、公式出版 Web サイト(<https://shop.zeikyo.or.jp>)上の該当書籍詳細ページに掲載しております。



[公式 Web サイト]



[正誤表(PDF)掲載ページ]

以上、訂正がありましたことを深くお詫びいたします。

公益財団法人 東京税務協会

教示文の例示及び公売関係書類に付す処分理由付記について

1 教示文例

注1 教示文については、処分の内容に応じて4種類とします。

2 県知事又は市長等以外の者による処分に関する審査請求については、次の教示を教示文例に加えます。「審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。」旨(行政不服審査法施行令4①)。

教示文例 1(お知らせ文)

令和 年 月 日付公売公告第 回(売却区分番号第 号)記載の財産を公売することとなりました。この財産の公売手続につきましては、①公売公告、②最高価申込者の決定、③次順位買受申込者の決定又は④売却決定の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

あなた(貴社)が、上記①から④の処分について不服があるときは、それぞれ①公売公告がされたこと、②最高価申込者の決定がされたこと、③次順位買受申込者の決定がされたこと、④売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、地方税法第19条の4の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。

2 取消しの訴え

上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

教示文例 2

1 この決定処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、地方税法第19条の4の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。

2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

教示文例 3

1 この配当処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、地方税法第19条の4の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。また、換価代金交付日までに、配当処分に異議の申出をすることができます。

2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

教示文の例示及び公売関係書類に付す処分理由付記について

1 教示文例

注1 教示文については、処分の内容に応じて4種類とします。

2 県知事又は市長等以外の者による処分に関する審査請求については、次の教示を教示文例に加えます。「審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。」旨(行政不服審査法施行令4①)。

教示文例 1(お知らせ文)

令和 年 月 日付公売公告第 回(売却区分番号第 号)記載の財産を公売することとなりました。この財産の公売手続につきましては、①公売公告、②最高価申込者の決定、③次順位買受申込者の決定又は④売却決定の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

あなた(貴社)が、上記①から③の処分について不服があるときは、それぞれ①公売公告がされたこと、②最高価申込者の決定がされたこと、③売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、地方税法第19条の4の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。

2 取消しの訴え

上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

教示文例 2

1 この決定処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、地方税法第19条の4の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。

2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

教示文例 3

1 この配当処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して書面をもって審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、地方税法第19条の4の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。また、換価代金交付日までに、配当処分に異議の申出をすることができます。

2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。